

富春孫氏考 — 孫呉宗室の出自をめぐる —

石 井 仁

はじめに

『三国志』を著した陳壽は、呉の始祖である孫堅（字は文臺、呉郡富春県の人、一五六〜一九二）の出自を、蓋し孫武の後ならん。

と記している（『呉志』卷一・孫破虜伝）。周知のように、孫武は、春秋時代、呉王闔廬に仕えて活躍し、「兵法十三篇」を著した兵家、孫子と称される人物のひとりである（『史記』卷六十六・孫子伝）。しかし、「蓋」は推量を意味する助字であるから、陳壽は、孫堅が孫武の子孫であるという説について、確信をもてなかったようにみえる。

以後、孫堅が「孤微發迹」（『呉志』孫破虜伝・陳壽の評）であったことは定説となり、現代に及んでいる。たとえば、宮川尚志氏によれば、「兵法家孫武の裔と称するのは却って彼の家格の卑微をうらがき」するものであり、孫策が廬江太守の陸康（呉郡呉県の人、一二六頃〜一九五頃）に面会を求めたとき、陸康は主簿に應對させて自ら出てこなかった（同上卷一・孫討逆伝）ことから、孫氏は「呉の大族陸氏の一族から、冷遇される寒門であったことが判る」というのである。⁽¹⁾ 氏はさらに、「孫武の子孫ということは、劉備が漢裔というよりも一層疑わしいかもしれぬ」と述べ、赤壁の戦い直前に魯肅が孫權に「曹操に降参しても郷党に名位なき孫氏は仕官できない」と説いた（同上卷九・魯肅伝）ことから、「孫氏

はなんら名の通った家柄でなく乱世に際会し地方的治安と超地方的軍事に功を立てた孫堅により始めて知られるに至った」。「要するに孫堅は江南寒門の武人」にすぎないと論じる。⁽²⁾かかる見解は、現代史家の認識を代表している。

田餘慶氏は、これらに加え、『宋書』卷十六・礼志三に、

孫權、七廟を立てず。父の堅、嘗て長沙太守と爲るを以て、長沙臨湘縣に堅の廟を立つのみ。

とあることに着目し、孫權が天子七廟を建立せず、ただ長沙に父孫堅の廟を建てるにとどめたのは、家系を隠蔽しようとしたためであるという。⁽³⁾

さらに、章映閣氏によれば、浙江省桐廬県の白鶴峰に孫鍾（孫堅の祖父もしくは父）が母を葬ったとされる地は現在もなお「天子岡」と呼ばれ、富陽県の南の陽平山にある孝子孫鍾墓も「天子岡」と称されることから、孫氏は孫堅一代で開始された家で、陳壽が「孤微發迹」と言うのは事実であろうとする。⁽⁴⁾方詩銘氏もまた、孫堅を游侠の中でも底辺に位置する「輕俠」の徒と断定している。⁽⁵⁾

当然のことながら、孫堅・孫權の一族に対する通説的な理解は、これまでの孫呉政權論にも、大きな影響を与えている。かつて指摘したことがあるので、⁽⁶⁾いまここで詳しく取りあげることにはしないが、孫堅・孫權が卑賤の出身であることを前に、孫呉の政治集団の構造や支配体制の特質が論じられてきた。本稿は、以上のような評価をうけてきた孫呉宗室、すなわち富春の孫氏について、再検討を加えようとするものである。

一 『新唐書』宰相世系表に見える孫氏の系譜

門閥貴族制が隆盛をむかえた南北朝から隋唐にかけて、家柄を誇る名門貴族は競って家譜を編纂し、さらには譜学（系図学）という学問が盛んになり、全国レベルの名門番付のような書物まで現れる。⁽⁷⁾こうした風潮の中、孫氏もまた、五帝

にまでさかのぼる家系を主張するにいたつたらしい。『新唐書』卷七十三下・宰相世系表三下（以下、世系表と略称）には、唐代、二人の宰相を輩出した孫氏の系譜が紹介されている。

(A) 孫氏、姬姓より出ず。衛康叔の八世孫、武公和、公子惠孫を生む。惠孫、耳を生む。衛の上卿と爲り、采を戚に食む。(耳) 武仲乙を生む。王父の字を以て氏と爲す。乙、昭子炎を生む。炎、莊子紘を生む。紘、宣子鱣を生む。鱣、桓子良夫を生む。良夫、文字林父を生む。林父、嘉を生む。世々汲郡に居る。晉に孫登というもの有り、即ち其の裔なり。

(B) 又、犂姓より出ずるもの有り。楚の蚡冒、王子蒍章を生む。字は無鉤。(蒍章) 蒍叔伯呂臣を生む。孫の蒍伯嬴、蒍艾獵を生む。即ち令尹叔敖、亦た孫氏爲り。

(C) 亦た嬀姓より出ずるもの有り。齊の田完、字は敬仲。四世孫の桓子無宇。無宇の二子、恒・書。書、字は子占、齊の大夫たり、莒を伐ちて功有り。景公、姓孫氏を賜う。采を樂安に食む。(書) 憑を生む。字は起宗、齊の卿たり。憑、武を生む。字は長卿。田・鮑四族亂を爲さんことを謀るを以て、呉に奔り、將軍と爲る。三子、馳・明・敵。明、采を富春に食む。是より世々富春の人と爲る。明、贛を生む。贛、勝を生む。字は國輔、秦の將たり。勝、蓋を生む。字は光道、漢中の守たり。(蓋) 知を生む。字は萬方、武信君に封ぜらる。知、念を生む。字は甚然。二子、豐・益。益、字は玄器、卿を生む。字は伯高、漢の侍中たり。憑を生む。字は景純、將軍たり。二子、屈・詢。詢、字は會宗、安定太守たり。二子、鸞・騏。鸞、爰居を生む。太原太守爲り。赤眉の難に遇い、遂に太原中都在る。太原の族に嵐州刺史の昉というもの有り。存進を生む。安定太守たり。詢の次子騏、字は士龍、安邑令たり。二子、通・夔。通の子孫、世々清河に居る。後魏に清河太守の靈懷というもの有り。武德中、子孫、官に困りて汝州の郟城に徙る。靈懷の曾孫、茂道。(以下、表を省略)

安邑令騏の少子夔、字は子遠、後漢の天水太守たり。徙りて青州に居る。厚を生む。字は重殷、大將軍掾たり。瑤

を生む。字は良玉、中郎將たり。邃を生む。字は伯淵、清河太守たり。儵を生む。字は士彦、洛陽令たり。國を生む。字は明元、尚書郎たり。耽を生む。字は玄志、漢陽太守たり。二子、鍾・旃。鍾、呉の先主權、即ち其の裔なり。旃、字は子之、太原太守たり。二子、炎・歴。炎、字は叔然、魏の祕書監たり。俊を生む。字は仲觚、太官令たり。道恭を生む。字は雅遜、晉の長秋卿たり。二子、顛・芳。顛、字は士若。芳、中書令たり。子の烈、趙王倫の難を避け、徙りて昌黎に居る。岳を生む。前燕の侍中たり。子孫、昌黎の孫氏と稱す。歴、幽州刺史・右將軍たり。旂を生む。字は伯旗、平南將軍たり。孫秀と合謀するに坐して、三族を夷さる。顛、地を河朔に避け、武邑武遂に居る。輝を生む。字は光休、後趙の射聲校尉たり。緯を生む。字は元文、幽州都督たり。周を生む。字は季洽、後燕の高陽王文字たり。敬仁を生む。字は士和、北燕の司隸功曹たり。二子、苑・蔚。蔚、字は伯華、一に字は叔炳、後魏の祕書監・棗彊戴男たり。二子、伯禮・方嗣。(以下、表を省略)

孫氏、宰相二人。清河に茂道有り。武邑に偃有り。

以上によれば、孫氏にはいくつかの系統があった。(A) 姬姓(周王室)から出た汲郡の孫氏、(B) 芈姓(楚王室)の孫氏、嬀姓から派生した(C1) 太原の孫氏、おなじく(C2) 清河(のちに汝州)の孫氏、(C3) 昌黎の孫氏、(C4) 武邑の孫氏、(C5) 樂安の孫氏、および(C6) 富春の孫氏である。⁸⁾

(A) 姬姓孫氏

姬姓孫氏は、のちに「汲郡」、現在の河南省に居住した一族で、晋代に孫登という人物が現れたとされる。『晋書』卷九十四・孫登伝に、

孫登、字は公和、汲郡共の人なり。家屬なく、郡の北山に土窟を爲り之に居る。…竟に終わる所を知らず。

とあるように、魏晋交代期、隱士の孫登は、竹林の七賢の一人である嵇康(二三三―二六二)と交わったことが知られる。

ただし、その後の汲郡孫氏については不明である。

(B) 芊姓孫氏

芊姓孫氏については、楚の莊王に仕えた令尹の孫叔敖（『史記』卷百十九・循吏伝）以外、不明である。

(C) 媯姓孫氏

媯姓孫氏は、直接の祖先を戦国斉（いわゆる田斉）の始祖でもある田完としている。田完は、『史記』卷四十六・田敬仲完世家に、

陳完という者は、陳の厲公他の子なり。…宣公の二十一年、其の太子禦寇を殺す。禦寇と完、相愛しむ。禍の己に及ぶを恐れ、完、故に齊に奔る。齊の桓公、卿爲らしめんと欲すも（完が固辞したため）、…工正爲らしむ。…完卒するや、諡して敬仲と爲す。…敬仲の齊に如くや、陳の字を以て田氏と爲す。

とあるように、陳の公子であったが、齊に亡命し、田氏を称したのだという。同上卷三十六・陳世家によれば、

陳胡公滿という者は、虞帝舜の後なり。昔、舜、庶人爲りし時、堯、之に二女を妻らせ、媯汭に居らしむ。其の後因りて氏姓と爲し、媯氏を姓とす。舜已に崩ずるや、禹に天下を傳え、而して舜の子商均、封國と爲る。夏后の時、或いは失い、或いは續ぎ、周の武王、殷の紂に克つに至り、乃ち復た舜の後を求め、媯滿を得、之を陳に封じ、以て帝舜の祀を奉ぜしむ。是れ胡公爲り。

とあり、陳の公族は五帝のひとり、舜の末裔である。

孫氏を最初に名のつたのは、世系表によれば、田完から五代目の書という人で、齊の大夫であったが、勲功によって孫氏を賜り、樂安に食邑を与えられたとされる。孫書の孫が、春秋時代の呉に仕えて將軍となった孫武、いわゆる孫子であ

る。さらに、孫武の次男の孫明のときに、富春に食邑を与えられ、以後、代々、富春に居住したのだとされる。すなわち、嬭姓孫氏は山東の樂安を最初の本拠地とし、ついで江南の富春に第二の拠点を築いたというのである。なお、『史記』巻六十五・孫子伝には、

孫子武という者は、齊の人なり。兵法を以て呉王の闔廬に見ゆ。…是に於いて闔廬、孫子の能く兵を用うるを知り、卒に以て將と爲す。…孫武既に死し、後百餘歳にして孫臏というもの有り。臏、阿・鄆の間に生まる。臏も亦た孫武の後生の子孫なり。

とあるように、司馬遷は孫武を「齊の人」というだけで、その先祖については何も語らず、孫臏も孫武の「後生の子孫」と記すにすぎない。

ついで、孫臏から数えて八代目、前漢の安定太守であった孫詢については、『漢書』卷六十八・楊敞伝附楊惲伝に、

楊敞、華陰の人なり。…後、御史大夫に遷り、王訢に代わりて丞相と爲り、安平侯に封ぜらる。…(楊敞死後)子の忠、嗣ぐ。…忠の弟惲。惲、字は子幼。…其の友人、安定太守、西河の孫會宗、知略の士なり、惲に書を與え之を諫戒す。…廷尉、惲を當つるに大逆無道をもつてし、要斬せらる。…諸々の位に在りて惲と厚善たる者、未央衛尉の章玄成、京兆尹の張敞、及び孫會宗ら、皆な官を免ぜらる。

とある。楊惲(?〜前五四、母は司馬遷の女)は前漢の宣帝に仕え、霍氏一族の誅滅に参与して平通侯に封ぜられるが、その後、朝政を誹謗して誅された。孫詢は「安定太守、西河の孫會宗」と表記され、友人の楊惲を諫め、かつその失脚に連座して罷免されたという。かれが安定太守であったことは確認できるが、本貫は西河郡とされる。しかも、その後、孫詢やかれの子孫がどうなったのかは、まったく分からない。

孫詢の曾孫にあたる孫福も、文献に名前が見える。『後漢書』列伝七十一・独行伝に、

劉茂、字は子衛、太原晉陽の人なり。…會々、王莽位を篡う。茂、官を棄て、弘農の山中に避世し、教授す。建武二

年、歸りて郡の門下掾と爲る。時に赤眉二十餘萬の衆、郡縣を攻め、長吏及び府の掾史を殺す。茂、太守の孫福を負い牆を踰え、空穴の中に藏み、免かるを得。…積むこと百餘日にして賊去り、乃ち府に歸るを得。明年、詔書ありて天下の義士を求むるや、福、茂を言いて曰く、…即ち茂を徴して議郎に拜す。

とあるように、後漢初期、太原太守の孫福は、赤眉の攻撃をうけた際、郡吏の劉茂に救われ、翌年、光武帝が天下の義士を求めると、劉茂を推挙したとされる。ただし、かれの出自や経歴、もしくは孫詢の子孫なのか否かについては確認できない。

(C1) 太原の孫氏

孫福の子孫とされる太原の孫氏については、『晋書』卷五十六・孫楚伝に、

孫楚、字は子荆、太原中都の人なり。祖の資、魏の驃騎將軍たり。

とあり、また、『魏志』卷十四・劉放伝に、

劉放、字は子葉、涿郡の人、…魏國既に建つるや、太原の孫資と俱に祕書郎と爲る。…黃初の初め、祕書を改めて中書と爲すや、放を以て監と爲し、資もて令と爲す。…遂に機密を掌る。…明帝即位するや、尤も寵任せらる。…景初二年、遼東平定するや、謀に參ずるの功を以て、各々爵を進め、本縣に封ぜられ、放は方城侯、資は中都侯たり。…資、復た遜位歸第し、就きて驃騎將軍に拜し、侍中に轉じ、特進たること故の如し。

とあるように、三国魏に仕え、とくに文帝・明帝時代に中書令として機密に参与した孫資(？～二五一)が有名である。西晋・東晋の太原孫氏の多くは、この孫資の子孫である。

(C2) 清河の孫氏

清河の孫氏も、孫詢の孫の孫通に始まるとされる。『新唐書』卷百三・孫伏伽伝に、

孫伏伽、貝州武城の人なり。隋に仕え、小史を以て勞を累ねて萬年縣法曹に補せらる。高祖の武徳初め、三事を上言すらく、…帝大いに悦び、即ち詔すらく、「…其れ伏伽を以て治書侍御史と爲す…」と。

とあるように、唐初、侍御史や大理卿などを歴任した孫伏伽（？～六五八）は、貝州すなわち清河郡の人である。また、世系表によれば、北魏の孫靈懷の子孫は、清河から汝州郟城県に遷り、同上卷百六・孫處約伝に、

孫處約、始めの名は道茂、汝州郟城の人なり。貞觀中、齊王祐の記室と爲る。祐、過失多く、數々上書して切に諫む。王誅さるるや、帝、其の書を得、之を咨嘆し、中書舍人に擢す。…再遷して司禮少常伯たり。麟徳元年（二六六四）、

西臺侍郎を以て同東西臺三品たり。少司成と爲り、老を以て致仕し、卒す。

とあるように、高宗の時に宰相になった孫處約（六〇三～六七一、世系表は「茂道」とする）を輩出したとされる。⁽⁹⁾

(C3) 昌黎の孫氏

孫鍾は孫權の曾祖父（あるいは祖父）であるが、世系表によれば、その弟の孫旃の子孫が、(C3) 昌黎の孫氏、(C4) 武邑の孫氏である。孫旃の子の孫炎については、『魏志』卷十三・王肅伝に、

時に樂安の孫叔然、學を鄭玄の門に受け、人、東州の大儒と稱す。徴されて祕書監と爲るも、就かず。肅、聖證論を集めて玄を譏短するや、叔然駁して之を釋く。及び周易・春秋例・毛詩・禮記・春秋三傳・國語・爾雅の諸注を作り、又、書十餘篇に注す。

とあり、同上・裴注に、

臣松之案するに、叔然、晉の武帝と同名なるが、故に其の字を稱す。

とあるように、晋武帝の諱を避けて「孫叔然」と表記され、本貫は樂安郡、鄭玄に師事し、王肅(?～二五六)と論争したという。祕書監を授けられたことも確認できる。また、『晋書』卷百一・劉元海載記に、

劉宣、字は士則。朴鈍にして言少なく、學を好み潔を修む。樂安の孫炎に師事し、沈精積思すること、晝夜を舍かず。

毛詩・左氏傳を好む。炎、毎に之を歎じて曰く、「宣、若し漢武に遇わば、當に金日磾を踰ゆべし」と。

とあるように、のちに五胡十六国・漢趙の丞相となった劉宣(?～三〇八)に教授したことが確認できる。

孫炎の孫の孫道恭については、『魏書』卷八十四・儒林伝に、

孫惠蔚、字は叔炳、武邑武遂の人なり。…自ら言う、六世祖の道恭、晋の長秋卿と爲る。道恭より惠蔚に至るまで、

世々、儒學を以て相い傳うと。

とあるように、晋の大長秋となり、子孫に儒學を伝えたという。世系表によれば、孫道恭の孫の孫烈のとき、「趙王倫の難を避け」、遼東地方の昌黎郡(昌黎県)に移住した。かれの子孫が(C3)昌黎の孫氏である。同上卷七十八・孫紹伝に、

孫紹、字は世慶、昌黎の人なり。世々、慕容氏に仕う。祖の志、國に入り、濟陽太守に卒す。父の協、字は文和、上黨太守たり。紹、少くして學を好み、經史に通涉し、頗る文才有り、陰陽術數も、貫渉する所多し。…爵新昌子を賜る。太昌の初め〔五三二年頃〕、左衛將軍に遷り、右光祿大夫たり。

とあるように、北魏に仕えた孫紹(四六五～五三三)は、「昌黎の人」である。ただし、かれが孫烈(もしくはその子の孫岳)の子孫かどうかは分からない。孫烈が昌黎に移住するきっかけになったとされる「趙王倫の難」とは、八王の乱の一面で、趙王司馬倫(司馬懿の子、?～三〇一)が賈皇后を殺して実権を握り、帝位を篡奪するが、諸王の蜂起によって滅亡するまでの事件(三〇〇～三〇一年)をさすのだろう。

孫炎の弟とされる孫歴については、『晋書』卷六十・孫旂伝に、

孫旂、字は伯旗、樂安の人なり。父の歴、魏・晉の際、幽州刺史・右將軍と爲る。…(旂)出でて兗州刺史と爲り、平南將軍に遷り、節を假せらる。旂の子弼、及び弟の子髦・輔・琰の四人、並びに吏材有り、當世に稱せらる。遂に孫秀と族を合す。…(孫秀)旂を推崇して車騎將軍と爲し、開府せしむ。…齊王冏、起義するに及び(三〇一年)、四子皆な誅に伏す。襄陽太守の宗岱、冏の檄を承け、旂を斬り、三族を夷ぼす。

とあるように、「樂安の人」とされるが、孫炎との関係については不明である。また、その子の孫旂(？～三〇一)が、八王の乱の際、趙王司馬倫を支持したため、かれの一族が皆殺しになったことは事実である。なお、孫秀(？～三〇一)とは、『世説新語』賢媛篇注引『晋諸公贊』に、

孫秀、字は俊忠、琅邪の人なり。初め、趙王倫、琅邪に封ぜらるるや、秀、給されて近職の小吏(『太平御覽』卷二百四十八・職官部四十六・国侍郎の引く『王隱晋書』は「琅邪國書佐」に作る)と爲る。倫、數々、秀をして書疏を作らしむるに、文才、倫の意に稱う。倫、趙に封ぜらるるや、秀、戸を徙して趙の人と爲る。(倫)用て侍郎と爲し、之を信任す。

とあるように、司馬倫の寵臣で、国吏から身を起こし、司馬倫の登極後、侍中・中書監・驃騎將軍に昇進(『晋書』卷五十九・趙王司馬倫伝)した人物である。¹⁰⁾

(C4) 武邑の孫氏

いっぽう、(C4) 武邑の孫氏は、(C3) 昌黎の孫氏の祖となった孫烈の兄、孫顛が「地を河朔に避」け、武邑に移ったことに始まる。移住の理由は曖昧であるが、文脈上、八王の乱、わけでも司馬倫の事件に関わるのだろう。前掲『魏書』儒林伝に、

孫惠蔚、字は叔炳、武邑武遂の人なり。…自ら言う、六世祖の道恭、晉の長秋卿と爲る。道恭より惠蔚に至るまで、

世々、儒學を以て相い傳うと。…(太和)二十二年(四九八)、東宮に侍講す。…國子祭酒に遷り、祕書監たり、仍りて史の事を知す。延昌二年(五一三)、侍講の勞を追賞せられ、棗強縣開國男に封ぜられ、食邑は二百戸。…魏初已來、儒生は寒宦たるも、惠蔚最も顯達を爲す。先に單に蔚と名づくも、正始中(五〇四～五〇八)、禁内に侍講し、夜、佛經を論ずるに、帝の旨に愜うこと有り、詔して惠を加えしめ、惠蔚法師と號す。…子の伯禮、封を襲う。

とあるように、孫道恭から六代目の孫惠蔚(四五二～五一八)は、儒學をもって北魏に仕え、官達したことが確認できるが、孫炎との関係については不明である。なお、『新唐書』卷百八十三・朱朴伝に、

朴と偕に相たる者は、孫偃なり。字は龍光。父の景商、天平軍節度使と爲る。偃、進士に第して顯官を歴し、戸部侍郎を以て同中書門下平章事たり。

とあるように、唐の昭宗のとき、宰相になった孫偃は、孫惠蔚の子孫である。⁽¹¹⁾

以上のように、世系表によれば、唐代に繁栄した(宰相を輩出した)孫氏は、いずれも、嫡姓の孫氏であり、かつ、(C6)富春の孫氏から派生したとされている。⁽¹²⁾ただし、他の文献史料によって裏づけられる部分は、極めて少なく、(C1)太原の孫氏は魏晉以前、(C2)清河(のちに汝州)の孫氏は隋唐以前にさかのぼって、その先祖を確認することができない。また、(C3)昌黎の孫氏、(C4)武邑の孫氏は、ともに、(C5)樂安の孫氏(『元和姓纂』によれば、「孫武の後」とする)を祖として仰いでいたが、これも確実な証拠はないようである。むしろ、孫炎・孫歴兄弟の記述に関して、孫歴の子の孫旂が趙王司馬倫の篡奪に荷担して肅清されたとする(これは事実であろう)いっぽう、孫炎の曾孫の孫顥、おなじく玄孫の孫烈がこれに遭難したとするのは、世代が離れすぎているから、明らかにおかしい。すくなくとも、孫氏に関するかぎり、世系表は同姓の著名人を繋ぎ合わせたような記述をとっており、これをそのまま信用することはできない。しかし、唐以前の孫氏一族がみずからの系譜をそのように主張し、伝承していたことは、また別の話である。

周知のように、漢代にはさまざまな図讖が流行した。⁽¹³⁾ そのひとつが、『蜀志』卷十二・周羣伝に、

周羣、字は仲直、巴西閬中の人なり。父の舒、字は叔布、少くして術を廣漢の楊厚より學び、名は董扶・任安に亞ぐ。數々徴されるも、終に詣らず。時に人の問うもの有り、「春秋讖に曰く、漢に代わりし者は當塗高なり」と。此れ何の謂ぞや」と。舒曰く、「當塗高とは、魏なり」と。

とあるように、魏王朝の出現を予言したとされる、春秋緯の「當塗高」という句である。もとより、予言である以上、魏を意味する（魏↓高）というのは後付けのものであり、これを利用してしようとする者にとっては、あらゆる解釈が可能だった。たとえば、『晋書』卷三十九・王沈伝附王浚伝に、

王沈、字は處道、太原晉陽の人なり。…子の浚嗣ぐ。…浚、字は彭祖。…永嘉中（三〇七〜三一年）、…詔して浚を進めて大司馬と爲し、侍中・大都督・督幽冀諸軍事を加う。…浚日ごと以て強盛たり。乃ち壇を設け類に告げ、皇太子を建立し、衆官を備置す。…浚以えらく、父の字の處道は「當塗高」爲れば、應に王者の讖たるべしと。謀りて將に僭號せん」とす。

とあるように、永嘉の乱の際、河北を制圧した大司馬の王浚（？〜三一四）は、父の字「處道」が「當塗高」の図讖に対応する（道↓塗）と考え、帝位を僭称しようとした。

『魏志』卷六・袁術伝に、

河内の張烟の符命を用い、遂に僭號す。

とあり、同上注引『典略』に、

術、以えらく、「袁氏は陳より出ず、陳は舜の後なれば、土を以て火を承けしこと、應運の次を得たり」と。又、讖文を見るに、「代漢者、當塗高也」と云う。自ら名字、之に當たると以い、乃ち號を建て、仲氏と稱す。

とあるように、後漢末の群雄のひとり、袁術（？～一九九）も、「當塗高」が自らの字「公路」を示したものと考え（路↓塗）、帝位の僭称を正当化した。このとき、袁術がもうひとつの根拠としたのが、袁氏の出自である。帝舜は五行のうち土徳に配当されると考えられ、相生説によれば、火徳の漢王朝が滅べば、後には土徳の王朝が現れるはずである。『新唐書』卷七十四下・宰相世系表四下に、

袁氏は媯姓より出ず。陳胡公滿、申公犀侯を生む。

とあるように、袁氏は媯姓、すなわち舜の末裔と称していた。したがって、袁氏は漢王朝を継ぐ資格をもつというのである。

反董卓派による挙兵の際、袁術と孫堅が「合從」（『魏志』卷六・劉表伝）して以来、両集団は緊密な関係を保ち、『吳志』孫討逆伝に、

興平元年（一九四）、袁術に従う。術、甚だ之を奇とし、堅の部曲を以て策に還す。…術の大將橋蕤・張勳、皆な心を傾け焉を敬う。術常に歎じて曰く、「使し術に子の孫郎の如きもの有らば、死すとも復た何をか恨まん」と。…後、

術死するや、長史の楊弘、大將の張勳ら、其の衆を將いて策に就かんと欲すも、廬江太守の劉勳、要撃し、悉く之を虜とす、…時に豫章の上繚の宗民萬餘家、江東に在り、策、勳に攻めて之を取らんことを勸む。勳既に行くや、策、

輕軍もて晨夜襲いて廬江を抜き、勳の衆盡く降る。

とあるように、孫堅死後、子の孫策は袁術の庇護のもとで成長し、袁術本人はもとより、その幕僚たちからも将来を囑望されたのである。袁術死後、孫策は廬江太守の劉勳と後継者の地位を争い、最終的には、袁術の遺衆を自己の陣営に引き入れた。のみならず、『魏志』袁術伝に、

妻子、術の故吏廬江太守の劉勳に依る。孫策、勳を破るや、復た收視せらる。術の女は孫權の宮に入り、子の耀は郎中に拜し、耀の女も又た權の子奮に配さる。

とあり、孫權が袁術の女を夫人とし、子の孫奮の妻に袁術の子袁耀の女を迎えたように、孫氏は袁氏と婚姻関係を結び、提携を強化している。ようするに、孫策・孫權は袁術の後継者をもって自任していたのであり、それは同時に袁術の政治的地位と政治戦略を継承することを意味した。江東を拠点に中原の諸勢力と覇を競うという戦略は、明らかに、袁術のそれを受け継いだものである⁽¹⁴⁾。

とすれば、袁術が帝位僭称の論拠とした凶讖や五行の配当も、呉王朝によって継承された可能性が高い。富春孫氏が土徳の舜を始祖と仰ぐ系図は、おそらく、かかる理由によって、呉の時代に創作されたものなのだろう。なおかつ、「當塗高」の凶讖も、『吳志』卷十四・呉主五子伝に、

孫登、字は子高、權の長子なり。魏の黃初二年〔二二二〕、權を以て呉王と爲すや、登を東中郎將に拜し、萬戸侯に封ずるも、登、侯を辭して受けず。是の歲、登を立てて太子と爲す。

とあるように、孫權の長子である孫登（二〇九～二四一）の「子高」という字に符号している。つまり、孫登は漢に代わって天子になることを約束された存在ということになり、ここに呉王朝の正統性が生じることになる。のみならず、孫登の命名には、もうひとつの仕掛けが隠されていた。

『後漢書』本紀一上・光武帝紀・建武二年（二六）十一月の条に、

銅馬・青犢・尤來の餘賊、共に孫登を立てて上郡に天子と爲す。登の將樂玄、登を殺し、其の衆五萬餘人を以て降る。とあるように、後漢の初め、銅馬などの集団は、「孫登」というものを皇帝に共立したとされる。この名には、特別な意味が込められている。同上列伝三十八・翟酺伝に、安帝（在位一〇六～一二五）の初め頃のこととして、

翟酺、字は子超、廣漢雒の人なり。四世詩を傳う。酺、老子を好み、尤も圖緯・天文・歴算に善し。…徴されて議郎

に拜し、侍中に遷る。…酺、自ら能高きを恃むも、而れども故の太史令孫懿を忌み、其の先に用いられるを恐れ、乃ち往きて懿を候る。…酺曰く、「圖書に、漢の賊孫登というもの有り、將に才智を以て中官の害する所と爲らんとす。…」と。懿、憂懼し、移病して試せず。是に由り酺の對第一、尚書に拜す。

とあり、同上注引『春秋保乾図』に、

漢の賊臣、名は孫登、大形小口にして、長は七尺九寸。巧みに法を用い、技方多く、詩・書用いられず、賢人口を杜す。

とあるように、「孫登」は春秋緯に記された「漢の賊臣」の名なのである。

『春秋保乾図』が、後漢末もなお伝えられていたことは、『魏志』卷八・公孫度伝に、

初平元年（一九〇）、度、中國の擾攘なるを知り、親しむ所の吏の柳毅・陽儀らに語りて曰く、「漢祚將に絶えんとす。當に諸卿と王たることを圖るべし」と。

とあり、同上注引『魏書』に、

度、毅・儀に語るに、「讖書に云う、孫登、當に天子と爲るべしと。太守の姓は公孫、字は升濟、升は即ち登なり」と。

とあるように、遼東太守の公孫度（？～二〇四）が、この讖書を利用して、海東に覇を唱えようとしたことから窺われよう。

このように、「孫登」が「漢の賊臣」、漢に代わる天子の名であったとすれば、呉の皇太子の名が「孫登」だったことは、ただの偶然とは考えにくい。太子孫登は元老の張昭や太子太傅の程秉、太子少傅の張温らから帝王学をほどこされ（『呉志』卷八・程秉伝など）、および同上・呉主五子・孫登伝に、

師傅を選置し、秀士を銓簡し、以て賓友と爲す。是に於いて諸葛恪・張休・顧譚・陳表ら選を以て入り、詩書を侍講

し、出でては騎射に従う。：黄龍元年（二二九）、權、尊號を稱するや、立てて皇太子と爲し、恪を以て左輔（都尉）と爲し、休もて右弼（都尉と爲し）、譚もて輔正（都尉）と爲し、表もて翼正都尉と爲す。是れ四友爲り。：是に於いて東宮號して多士と爲す。權、建業に遷都するや、上大將軍陸遜を徵して登を輔けて武昌に鎮し、宮府留事を領せしむ。：永嘉三年（二三四）、權、新城を征するや、登をして居守し、留事を總知せしむ。：立つこと凡て二十一年、年三十三にして卒す。：是の歳、赤烏四年（二四一）なり。

とあるように、諸葛恪（二〇三～二五三）らを四友とし、将来を囑望されるが、赤烏四年に三十三歳で亡くなった。孫登の生年は赤壁の戦いの翌年となる。孫權もまた、『春秋保乾図』を意識しつつ、長子に「孫登」と命名することで、後継者が生まれながらの天子であること、すなわち、みずからも帝位にのぼることを公言したのである。⁽¹⁵⁾

三 富春孫氏の社会的地位

(一) 郡県の吏と守令・守長

現存史料から確実にさかのぼることのできる富春孫氏の祖は、孫堅の祖父（もしくは父）にあたる孫鍾という人物である。『宋書』卷二十七・符瑞志上に、

孫堅の祖、名は鍾。家、呉郡富春に在り。獨り母と居る。性は至孝、歳荒に遭い、瓜を種えるを以て業と爲す。忽として三少年有り、鍾に詣りて瓜を乞う。鍾厚く之を待つ。三人、鍾に謂いて曰く、「此の山下に善く家を作り之に葬るべし。當に天子を出すべし。君、山を下ること百歩許りにして、我が去るを顧見すべし。即ち葬るべきところなり」と。鍾、去ること三十歩にして、便ち反りて三人を顧見すれば、並びに白鶴に乗りて飛び去らんとす。鍾死し、即ち其の地に葬らる。地は縣城の東に在り。冢の上に數々光怪有り、雲氣五色にして、上りて天に屬れ、衍がること數里

なり。父老相い謂く、「此れ凡氣には非ず、孫氏、其れ興らんか」と。

とあるように、孫鍾は孝行者であったが、その徳行が天の感じるところとなり、家運の隆盛を約束されたというのである。注目されるのは、孫鍾が一介の農民、しかも、若い頃は母と二人で暮らしていたというから、ほとんど族的な背景のない庶民、すなわち単家として描かれていることである。これが事実であるなら、多くの史家が指摘するように、富春孫氏は孫堅一代で成りあがった新興官僚家、新興地主ということになる。

ただし、『呉志』孫破虜伝に、

少くして縣吏と爲り、年十七にして、父と共に船に載り錢唐に至る。

とあるように、孫堅が、十七歳のとき、すでに「縣吏」、つまり富春県の官吏になっていたことには注意をほらう必要がある。そもそも、『宋書』卷九十四・恩倖伝序に、

郡縣の掾史、並びに豪家より出で、戈を負う宿衛、皆勢族に由る。

とあるように、漢代、「郡縣の掾史」、「負戈の宿衛」、すなわち地方官吏と郎官は、「豪家」「勢族」から登用されるのが一般的だった。⁽¹⁶⁾『呉志』卷六・宗室伝に、

孫賁、字は伯陽。父の羌、字は聖臺、堅の同産兄なり。賁、早に二親を失うも、弟の輔、嬰孩なれば、賁自ら贍育し、友愛甚だ篤し。郡の督郵と爲り、守長たり。堅、長沙に義兵を擧ぐるや、賁、吏を去りて征伐に従う。

とあるように、孫堅の兄の子である孫賁もまた、年若くして、「郡の督郵」、すなわち郡吏となり、さらに「守長」、おそらく呉郡管内のいずれかの県長の代理(試守)を務めたことが確認される。

試守というのは、いわば見習いとして、ある官の職務を代行することで、一定の試用期間がすぎれば、「真」官に昇進した。⁽¹⁷⁾また、なんらかの理由によって、郡吏などの地方官吏を臨時に県令・県長に起用する、もしくは兼任させる場合にも、試守の方式がとられたようである。『後漢書』列伝二十九・劉平伝に、

劉平、字は公子、楚郡彭城の人なり。…王莽の時、郡吏と爲り、守菑丘長たり、政教大に行わる。其の後、屬縣に劇賊有る毎に、輒ち平をして之を守せしめ、至る所皆な理まる。是に由り一郡、其の能を稱す。

とあるように、兩漢交代期、劉平は楚郡の吏であったが、その政治手腕を買われ、守菑丘長に起用された（もしくは兼任した）のをはじめ、治安が悪化した県の守令・守長を歴任したという。このほか、『魏志』卷二十六・滿寵伝に、

滿寵、字は伯寧、山陽昌邑の人なり。年十八にして、郡の督郵と爲る。時に郡内の李朔ら、各々部曲を擁し、平民を害せり。太守、寵をしてこれを糾しむるや、朔ら罪を請い、復た鈔略せず。守高平令たり。

とあり、のちに魏の重臣となる滿寵（？～二四二）が、山陽郡の吏であったとき、守高平令となり、豪族の不法を取り締まったこと、あるいは、『吳志』卷十五・賀齊伝に、

賀齊、字は公苗、會稽山陰の人なり。少くして郡吏と爲り、守剡長たり。縣吏の斯從、輕俠にして姦を爲し、齊、之を治せんと欲す。主簿諫めて曰く、「從は縣の大族にして、山越の附す所となる。今日、之を治せば、明日寇至らん」と。

齊聞き、大いに怒り、便立ちに従を斬る。從の族黨、遂に相い糾合し、衆は千餘人、兵を擧げて縣を攻む。齊、吏民を率い、城門を開きて突撃し、大いに之を破り、威は山越を震わす。後に太末・豐浦の民反するや、守太末長に轉じ、惡を誅し善を養い、期月にして盡く平らぐ。

とあるように、會稽郡吏の賀齊（？～二二五）が守剡長、守太末長を歴任し、現地の有力豪族を肅清し、騒乱を鎮圧したことも、典型的な事例であろう。

しからば、郡吏となって県令・県長を試守するような人物は、どのような階層の出身なのだろうか。『魏志』卷十五・賈逵伝に、

賈逵、字は梁道、河東襄陵の人なり。…初め郡吏と爲り、守絳邑長たり。…後、茂才に擧げられ、澠池令に除せらる。とあるように、賈逵（一七四～二二八）は河東郡の吏となり、絳邑長を試守しているが、同上注引『魏略』に、

達は、世々著姓爲り。

とあるように、河東の賈氏は郡の著姓である。ちなみに、賈逵の子賈充（二一七～二八二）は西晋の功臣となり、その女は惠帝の皇后となる。また、同上巻十六・杜畿伝に、

杜畿、字は伯侯、京兆杜陵の人なり。…年二十にして、郡の功曹と爲り、守鄭縣令たり。…孝廉に擧げられ、漢中府丞に除せらる。

とあるように、杜畿（一六三頃～二二四頃）も京兆郡の功曹となり、鄭県令を試守するが、かれの孫は西晋の重臣であった杜預（二二二～二八四）である。

なお、『魏志』巻十八・閻温伝に、

閻温、字は伯儉、天水西城の人なり。涼州別駕を以て守上邽令たり。

とあり、また、『蜀志』巻七・龐統伝に、

龐統、字は子元、襄陽の人なり。…（司馬）徽、甚だ之を異とし、統を稱すらく、當に南州士の冠冕と爲るべしと。

是に由り漸く顯る。…先主、荊州を領するや、統、従事を以て守耒陽令たるも、縣に在りて治めず、官を免ぜらる。

とあり、涼州別駕従事史の閻温（？～二三三）が守上邽令（天水郡）、荊州従事史の龐統（一七九～二一四）が守耒陽令（桂陽郡）であったように、州吏が守令・守長を兼務することもあった。『魏志』巻十三・王朗伝注引『魏略』に、

天水、舊と姜・閻・任・趙の四姓有り、常に郡中に推さる。

とあるように、閻氏は天水郡の「四姓」であり、襄陽の龐氏が著姓であったことも、周知のとおりである。

以上のように、漢代、郡吏もしくは州吏となり、県令・県長を試守するということは、かれが当該地域の大家・豪族であることを意味したのである。

(二) 孫静の「保障」

富春孫氏の地位を考えるうえで、もうひとつの重要な手がかりとなるのは、『呉志』卷六・宗室伝に、

孫静、字は幼臺、堅の季弟なり。堅、始めて事を擧ぐるや、静、郷曲及び宗室五、六百人を糾合し、以て保障を爲り、衆咸くこれに附す。

とあるように、孫堅が中央政界に転じた際、弟の孫静が、「郷曲及び宗室五、六百人を糾合」して建設したとされる「保障」である。

保は「堡」に通じ、「邨（↓村の古字）」「聚」「塢」「壁」「壘」などと共に、六朝時代に流行した自衛・自治集落を意味する言葉である。文献には「邨聚（屯聚、村聚）」「塢壁」「堡壁」「壘壁」「堡壘」「村塢」などの熟語となって現れることが多いが、とりあえず、本稿では「村塢」と統一的に表記することとしたい。⁽¹⁸⁾ 孫静が築造した「保障」も、これらと同義語なのだろう。

このような自衛集落は、両漢交代期頃から散見するようになる。たとえば、『後漢書』列伝六十七・酷吏伝に、

李章、字は第公、河内懷の人なり。…光武即位（二五年）するや、陽平令に拜す。時に趙・魏の豪右、往往屯聚し、清河の大姓趙綱、遂に縣の界に塢壁を起し、甲兵を繕い、在所の害と爲る。章到るや、乃ち饗會を設けて、綱を延誦す。綱、文劍を帯び、羽衣を被り、従士百餘人もて來到す。章與に對して讌飲し、頃有りて、手ずから劔もて綱を斬り、伏兵も亦た悉く其の従者を殺す。因りて馳せて塢壁に詣り、掩撃して之を破る。吏人、遂に安んず。

とある。これによれば、後漢の光武帝が即位した頃、河北の豪族たちは「屯聚（＝邨聚）」、すなわち村塢に拠って、自衛の態勢を固めていたことがわかる。わけても、「清河の大姓」である趙綱は、東郡の陽平県内に「塢壁」を築くとともに、強力な軍事力を擁し、周辺地域を実効支配していたというのである。

また、同上列伝二十一・郭伋伝に、

郭伋、字は細侯、扶風茂陵の人なり。…更始新たに立つも（二三年）、三輔、連りに兵寇を被り、百姓震駭し、強宗右姓、各々衆を擁して保營し、肯えて先に附すもの莫し。更始、素より伋の名を聞き、徴して左馮翊に拜し、百姓を鎮撫せしむ。

とあり、同上列伝二十八・張宗伝に、

後、青・冀の盜賊、山澤に屯聚するや、宗、謁者を以て諸郡の兵を督して討ちて之を平らぐ。

とあり、同上列伝二十三・馮魴伝に、

馮魴、字は孝孫、南陽湖陽の人なり。…郡の族姓爲り。王莽の末、四方潰畔するや、魴、乃ち賓客を聚め、豪桀を招き、營塹を作り、以て歸する所を待つ。（湖陽の大姓虞氏から申屠季を保護）…魴、是より縣邑の敬信する所と爲る。故に能く營に據りて自ら固む。

とあるように、両漢交代期、とくに混乱が激しかった三輔ないし関中や河南、山東地方などにも、多数の村塢が存在した。

かかる新興集落の担い手は、「豪右」「大姓」（前掲『後漢書』酷吏伝）、「強宗右姓」（同上・郭伋伝）、「郡族姓」（同上・馮魴伝）とあるように、地域の有力な豪族だったことが窺われる。前述の杜畿の子、杜恕（？～二五二）は、『魏志』杜畿伝注引『杜氏新書』に、

恕、遂に京師を去り、宜陽の一泉塢を營む。其の壘塹の固きに因り、小大となく焉に家す。

とあるように、病気のため官を退いた際、弘農郡の宜陽県に「一泉塢」を造営するが、堅固な土壘や空堀が設けられていたので、周辺の住民がここに移り住んだのだという。杜恕が築いた一泉塢は、『水経注』巻十五・洛水に、

洛水、又東のかた一合塢を逕る。城は川の北原上に在り、高さは二十丈。南・北・東の三箱は、天嶮峭絶にして、唯だ西面のみに築き、即ち合固と爲す。一合の名、是より起る。

とあるように、「一合塢」、あるいは「一全塢」（『元和郡県志』巻六・河南道一・河南府福昌県）とも表記され、要害の地

に造られた村塙だったことが知られる。

また、『魏志』巻二十三・常林伝に、

乃ち上黨に避地し、…故の河間太守陳延の壁に依る。陳・馮の二姓は、舊族の冠冕なり。張楊、其の婦女を利とし、其の資貨を貪る。林、其の宗族を率いて、之が爲に策謀し、圍まれしこと六十餘日なるも、卒に堡壁を全うす。

とあり、後漢末のことになるが、上黨郡内には「舊族の冠冕」、かつ「故の河間太守」であった陳延の「堡壁」があり、その財産・婦女をねらって、群雄の張楊が攻めよせたという。村塙を経営し、住民を支配できるのは、経済力をもつ豪族だったことを示している。要害の地に土塁や堀をめぐらし、その内部に居住施設を建設し、周辺に耕地を切り開くには、莫大な財力が必要だったからである。

『説史方輿紀要』巻九十一・浙江三・湖州府武康県に、

沈壁山。縣の東北十五里に在り。…昔、沈氏、此に壁する有り、困りて名づく。

高塙嶺。縣の西七十里。…又、姚塙嶺、縣の北三十五里に在り。

とあるように、浙江省武康県（漢代の呉郡烏程県）には、「壁」「塙」の字をふくむ、山がある。呉興の沈氏、呉郡の高氏、呉興の姚氏は、みな江東の名門である。沈壁山の地名が沈氏によって造られた村塙に由来するように、高塙嶺は高氏の村塙、姚塙嶺は姚氏の村塙が存在したことにちなんだ地名だと思われる¹⁹⁾。時期はいまひとつ明確ではないが、村塙が流行した後漢・六朝のものとみてよいだろう。江東にも多くの村塙が存在し、やはり、その建設主体は有力豪族だったことが窺われる。とすれば、孫堅の弟孫靜が村塙を造営したことは、富春孫氏がそれなりの財力を有していたことを示している。

しかも、『吳志』孫破虜伝に、

會稽の妖賊許昌、句章に起ち、自ら陽明皇帝と稱し、其の子の韶と諸縣を扇動し、衆は萬を以て數う。堅、郡の司馬を以て精勇を募召し、千餘人を得、州・郡と合して討ちて之を破る。是の歳、熹平元年（一七二）なり。

とあるように、孫堅が許昌の乱討伐に参加した際、たった十七歳のかれの呼びかけに応じ、千人もの兵が集まったというのだから、かれが世に出る以前、すでに富春の孫氏は庶民の家ではなく、地域社会に一定の影響力を保有する豪族だったのだろう。

(三) 珠崖太守の孫幸・孫彪父子

『後漢書』列伝二十三・鄭弘伝に、

鄭弘、字は巨君、會稽山陰の人なり。…徴せられて侍中に拜し、建初八年（八三三）、鄭衆に代わりて大司農と爲る。舊と交阯七郡、貢獻するに、運轉は皆な東冶より汎海して至るも、而れども風波艱阻にして沈溺するもの相に係る。弘、奏して零陵・桂陽の嶠道を開く。是に於いて夷通し、今に至るも遂に常路と爲る。

とあるように、後漢中頃まで、現在の広東省やインドシナ半島に至るには、海路、浙江省から福建省を経由するのが主要なルートだった。もちろん、上記のように、嶺南越えのルートが整備された後も、孫策に敗れた會稽太守の王朗が海沿いに東冶県に逃亡し（『魏志』卷十三・王朗伝）、東晋末に起きた五斗米道の反乱においても、指導者の孫恩が敗死した際、後継者の盧循が海沿いに広州に落ちのびたように（『晋書』卷百・孫恩伝、同上・盧循伝）、海上ルートは依然として機能していたことがわかる。

このことは、とりもなおさず、漢民族にとって、江東は南進のための重要な前線基地だったことを意味する。『漢書』卷六十四上・嚴助伝に、

嚴助、會稽呉の人なり、…建元三年（紀元前一三八）、閩越、兵を擧げて東甌を圍む。東甌、漢に急を告ぐ。…乃ち助を遣わして節を以って兵を會稽より發せしむ。

とある。前漢武帝（在位紀元前一四一〜紀元前八七）の初め、現在の福建省にあった閩越が、同族の東越を攻めたときの

ことである。武帝は會稽郡出身の近臣、嚴助を派遣して會稽郡から出兵させ、両国の紛争に武力介入している。また、同上卷六十四上・朱買臣伝に、

朱買臣、字は翁子、呉の人なり。…武帝甚だ之を説び、買臣を拜して中大夫と爲し、嚴助と俱に侍中たらしむ。…是の時、東越、數々反覆す。買臣因りて言く、「故の東越王、泉山に居保す。一人險を守らば、千人上るを得ず。今聞くならく、東越王、更めて處を徙し、南行し、泉山を去ること五百里の大澤中に居ると。今、兵を發し浮海して、直ちに泉山を指し、舟を陳べ兵を列し、席卷南行せば、破り滅ぼすべきなり」と。上、買臣を會稽太守に拜す。…買臣に詔して郡に到らば、樓船を治し、糧食・水戰の具を備え、詔書の到るを須ち、軍與に俱に進ましむ。…居ること歳餘にして、買臣、詔を受け兵を將い、横海將軍の韓説らと俱に東越を擊破す。

とあるように、武帝が東越を平定したとき（紀元前一一年）にも、やはり地元出身の近臣、朱買臣を會稽太守に任命して、軍艦の建造や兵糧・武器の調達など、出兵の準備に当たらせ、やがて兵をひきいて東越に進攻させている。

以上の事例は、われわれに様々な情報を教えてくれる。第一に、漢代、江東は人的・物的両面において、南方経略の拠点であったこと、第二に、そのような活動をリードしたのは、會稽郡の豪族だったと思われることである。

『呉志』孫討逆伝に、

呉の人嚴白虎ら衆各々萬餘人、處處屯聚す。…（孫策）遂に兵を引ききて浙江を渡り、會稽に據り、東冶を屠り、乃ち攻めて虎らを破る。（以下、裴松之注引『呉録』）時に烏程の鄒他・錢銅、及び前の合浦太守嘉興の王晟ら有り、各々衆を聚むること萬餘或いは數千なり。（孫策）兵を引ききて撲討し、皆な攻めて之を破る。…策、自ら虎を討つ。虎、壘を高くして堅守す。…進み攻めて之を破る。

とあるように、孫策に抵抗して敗れた呉郡の嚴白虎という人物がいる。同上卷十一・朱治伝に、

呉郡都尉に遷る。…治、錢唐より進みて呉に到らんと欲すも、呉郡太守の許貢、之を由拳に拒む。治與に戦い、大い

に之を破る。貢、南のかた山賊の嚴白虎に就く。治、遂に郡に入り、太守の事を領す。

とあるように、「山賊」などと表記されることもあるが、『太平寰宇記』巻九十四・江南東道六・湖州烏程県の条に、

石城山。縣の西南三十里に在り。『山墟名』に云う、昔、烏程の豪族嚴白虎、山下に石を壘ねて城を爲り、呂蒙と戦

いし所なりと。今、山上に弩臺・烽火樓の跡、猶お存するもの有り。

とあるように、烏程県の石城山は、嚴白虎が築城し、呂蒙（呂範の誤りか）と戦った地とされる。ただし、『読史方輿紀

要』巻九十一・浙江三・湖州府烏程県の条には、

石城山。府の西三十里。高さは九十六丈、廣さは四十五里。山は平衍なれば、城くべく耕すべし。頂に池有り、洗馬池と曰う。

とあり、石城山の頂上には水源もあり、平坦で耕作も可能だったとされる。石城山は単なる城塞というより、生産も兼ね備える村場だったことがわかる。嚴白虎は烏程県の石城山に村場をかまえる豪族だったということができよう。確実な証拠はないが、かれは嚴助の子孫と思われる。

いっぽう、三国以来、江東の名門は「呉の四姓」と呼ばれ、『世説新語』賞誉篇に、

呉四姓舊目に云う、張は文、朱は武、陸は忠、顧は厚なりと。（以下、劉孝標注）呉録士林に曰く、呉郡に顧・陸・朱・張有り、四姓と爲す。三国の間、四姓盛んなりと。

とあり、あるいは、『新唐書』巻百九十九・儒学中・柳沖伝に、

江を過ぎれば則ち僑姓爲り、王・謝・袁・蕭もて大と爲す。東南は則ち呉姓爲り、朱・張・顧・陸もて大と爲す。とあるように、張氏・朱氏・陸氏・顧氏をさす。

このうち、朱氏は、『呉志』巻十一・朱桓伝に、

朱桓、字は休穆、呉郡呉の人なり。孫權、將軍と爲るや、桓、幕府に給事し、餘姚長に除せらる。…稍く裨將軍に遷

り、新城亭侯に封ぜらる。後、周泰に代わりて濡須督と爲る。…黄龍元年（二二九）、桓を前將軍に拜し、青州牧を領せしめ、節を假す。…年六十二、赤烏元年（二三八）卒す。…子の異嗣ぐ。異、字は季文、父の任を以て郎に除せられ、後、騎都尉に拜し、桓に代わりて兵を領す。…建興元年（二五二）、鎮南將軍に遷る。…太平二年（二五七）、…壽春の圍みを救わんとするも、解かれず。軍を還し、孫綝の枉害する所と爲る。

とあり、同上卷十二・朱據伝に、

朱據、字は子範、呉郡呉の人なり。…黄龍元年、…據を徴して公主に尚せしめ、左將軍に拜し、雲陽侯に封ず。…赤烏九年、驃騎將軍に遷る。…（孫）權寢疾するに因り、（孫）弘、詔書を爲り、追って死を賜う。時に年五十七。とあるように、呉の名將となつた朱桓（一七七～二三八）・朱異父子（？～二五七）、および朱據（一九四～二五〇）を輩出しているが、かれらは、おそらく、朱買臣の末裔なのだろう。⁽²⁰⁾

ところで、『後漢書』列伝七十八・南蛮西南夷伝に、

武帝の末、珠崖太守會稽の孫幸、廣幅の布を調して之を獻ず。蠻、役に堪えず、遂に郡を攻め幸を殺す。幸の子豹、善人を合率し、還りて復た之を破り、自ら郡の事を領し、餘黨を討撃し、年を連ねて乃ち平らぐ。豹、使を遣わして印綬を封還し、上書言状せしむるも、制詔して即きて豹を以て珠崖太守と爲す。威政大に行われ、獻命歳ごとに至る。

という記事が見える。南越平定後、武帝はその故地に南海・蒼梧・鬱林・合浦・交阯・九真・日南・珠崖・儋耳の九郡を設置した。このうち、現在の海南島にあった珠崖郡は難治とされ、元帝の初元三年（紀元前四六）に放棄されてしまふ。上の事件は武帝末年に起きた住民の抵抗運動を伝えているが、注目したいのは、土着民に重税を課し、恨みを買って攻め殺されたとされる珠崖太守、「會稽の孫幸」という人物である。かれの死後、子の孫豹が郡の事務を代行（領事）し、叛徒を鎮圧すると、正式に珠崖太守に任命されたことも、興味深い。

孫幸・孫豹父子の本貫は、「會稽」郡と記されている。しかし、前述の嚴助が「會稽呉の人」とされるように、後漢中頃まで、現在の江蘇省南部、および浙江・福建両省の大部分は、會稽郡の領域だった。同上本紀六・順帝紀・永建四年（一四九）の条に、

是の歳、會稽を分かちて呉郡を爲る。

とあるように、會稽郡から錢塘江以北の地を割き、呉郡が新設されるのは、後漢順帝代のことである。孫幸父子が孫堅の直接の先祖か否かは即断できないにしても、同族である可能性はきわめて高いように思われる。とすれば、富春孫氏もまた、前漢以来、江東の有力な豪族として、南方経略に深く関与していたことになる。のちに孫堅が騒乱地域を転戦し、軍功によって官達をとげたことも、富春の孫氏一族が早くから辺境の地方官として蓄積した経験やノウハウと無関係ではないのだろう。

時代はやや下るが、『宋書』卷四・少帝紀・景平元年（四三三）一月辛未の条に、

富陽の人孫法光反し、山陰に寇す。會稽太守の褚淡之、山陰令の陸劭を遣わして討ちて之を敗らしむ。

とあるように、劉宋の初め、富陽県の孫法光というものが反乱を起こし、鎮圧されたという。かれの素性は不明であるが、おそらく富春孫氏一門、すなわち呉宗室の後裔なのだろう。同上卷三十五・州郡志一・揚州呉郡の条に、

富陽令。漢の舊縣。本も富春と曰う。：晉の簡文鄭太后、諱は春、孝武、改めて富陽と曰う。

とあるように、東晋時代、国諱を避けて、富春は「富陽」と改称されていた。

事件の詳細な経緯については、同上卷五十二・褚叔度伝附褚淡之伝に、

高祖〔宋の武帝、劉裕〕受命するや、侍中と爲る。：後に會稽郡缺く、：乃ち淡之を以て會稽太守と爲す。景平二年、

富陽縣の孫氏、門宗を聚合し、逆亂を爲さんことを謀り、其の支黨の永興縣に在るもの、潜かに相い影響す。：是に

於いて孫法亮、冠軍大將軍を號し、孫道慶らと縣邑を攻没し、即ち富陽令の顧粲を用て令と爲し、輔國將軍を加う。

偽建威將軍の孫道仲、孫公喜、(孫?) 法殺を遣わして永興を攻めしむ。：賊、遂に(永興に)磐據し、更々相い樹立し、遙かに鄧令の司馬文寅を以て征西大將軍と爲し、孫道仲もて征西長史と爲し、孫道覆もて左司馬と爲し、公喜・法殺らと建旗鳴鼓し、直ちに山陰を攻めしむ。淡之、自ら陵江將軍を假し、山陰令の陸劭を以て司馬を領せしめ、：大いに之を破らしめ、：呉郡太守の江夷、輕行して職に之き、：進みて富陽に至り、善惡を分別し、顧粲(↓原文は「願」の一字に作るが、孫彪『宋書考論』によって改める)を執送し、賊の餘黨數百家もて彭城・壽陽・青州の諸處に徙す。

とある。反乱の背景や目的など、やはり不明な点が多いが、これによれば、孫氏一族が「門宗」を挙げて謀反を企てたとされる⁽²¹⁾。孫氏の反乱軍は、まず富陽県を占拠すると、錢塘江を渡って、隣接する會稽郡の永興県も制圧し、さらに會稽郡治の山陰県に進攻した。永興県の「支黨」が手引きしたのであるが、同上卷四十九・孫處伝に、

孫處、字は季高、會稽永興の人なり。：高祖(宋の武帝、劉裕)、東のかた孫恩を征するや、季高、義隨するを樂う。高祖、京邑を平定するや、以て振武將軍と爲し、新夷縣五等侯に封ず。：盧循の難、石頭に扞柵し、越城・查浦を成り、賊を新亭に破る。：季高を遣わして衆三千を率い、汎海して番禺を襲わしむ。：循、乃ち破走し、殺す所は萬餘人、追奔して鬱林に至り、病に會い、：義熙七年四月、季高、晉康に卒す。時に年五十三。龍驤將軍・南海太守を追贈し、候官縣侯に封ぜられ、食邑は千戸。：子の宗世卒し、子の欽公嗣ぐ。欽公卒し、子の彦祖嗣ぐ。齊受禪するや、國除かる。

とあるように、東晋末、劉裕に従って活躍した孫處(三五九〜四一一)は「會稽永興の人」とされる。もっとも、孫處の爵封は曾孫まで伝えられているから、かれの一家は孫法光(もしくは孫法亮)の反乱には関与しなかったのだろう。

また、反乱失敗後、孫氏一族は江北の彭城・壽陽、あるいは青州などの各地に強制移住させられているが、これによって、孫氏一族と江東の關係が完全に断ち切られたわけではない。同上卷八十三・黄回伝に、

孫曇瓘、呉郡富陽の人なり。驍果にして氣力有り、軍功を以て稍く進み、是に至り寧朔將軍・越州刺史と爲る。石頭〔蕭道成、のちの南齊高帝の專横に對して、宋室を擁護しようとする袁粲ら一派が石頭城に立てこもった事件をさす〕より叛走し、逃竄すること時を經、後に秣陵縣に於いて禽獲せられ、誅に伏す。

とあるように、劉宋の後半期、武將として活躍した孫曇瓘（？～四七八年頃）は「呉郡富陽の人」である。景平元年の反乱は富春孫氏の全体によるものでなく、これに荷担することなく、乱後も富陽県ないし江東に住み続けたものもあつたといふことになる。

このほか、『陳書』卷二十五・孫瑒伝に、

孫瑒、字は德漣、呉郡呉の人なり。祖の文惠、齊の越騎校尉、清遠太守たり。父の循道、梁の太中大夫たり、雅素を以て名を知らる。瑒、少くして倜儻、謀略を好み、經史に博涉し、尤も書翰に便ず。：後主、位を嗣ぐや、復た通直散騎常侍・兼起部尚書に除せらる。：後主頻りに其の第に幸し、詩賦を著すに及び、勳德の美を述べ、君臣の意を展ばす。

とあるように、陳の重臣であつた孫瑒（五一六～五八七）は「呉郡呉の人」である。⁽²²⁾ また、『南史』卷七十三・孝義伝上に、

孫法宗、一に名は宗之、呉興の人なり。父、孫恩に隨いて海濱に入り、害され、屍骸収めず、母・兄並びに餓死す。法宗、年少にして流迸し、十六に至りて方めて還るを得、單身勤苦し、霜行草宿し、棺槨を營辦し、冢墓を造立し、母兄を葬送すること、儉にして禮有り。：宋孝武の初め〔四五三年頃〕、揚州、辟して文學從事と爲すも、就かず、卒す。

とあるように、処士もしくは孝子として知られた孫法宗は「呉興の人」である。⁽²³⁾

このように、江東の孫氏は呉郡から會稽郡にかけて広く居住していたことが窺われ、かれらは元をただせば、同族だっ

たのだろう。もちろん、南朝時代における孫氏一族の広範な分布は、三国時代、呉の宗室として大きな勢力をもったことの結果という解釈も可能である。しかし、『呉志』卷十九・諸葛恪伝に、

久くして、(孫) 權、豫はず、而れども太子少し。乃ち恪を徴して大將軍を以て太子太傅を領せしめ、中書令の孫弘をして(太子) 少傅を領せしむ。權、疾み困しみ、恪・弘、及び太常の滕胤、將軍の呂據、侍中の孫峻を召し、屬するに後事を以てす。翌日、權薨ず。弘、素より恪と平らかならず、恪の治す所と爲るを懼れ、權の死問を祕し、詔を矯め恪を除かんと欲す。峻、以て恪に告げ、恪、弘に事を咨らんことを請い、坐中に之を誅し、乃ち喪を發し制服す。とあるように、孫權の晩年に側近として権力をふるった中書令の孫弘(? ~ 二五二) という人物がいるが、同上卷七・張昭伝注引『呉録』に、

弘は會稽の人なり。

とあるように、會稽郡の出身であることが確認できる。前述した珠崖太守の孫幸・孫豹父子は、孫弘の先祖だった可能性も考えられるが、そうであったとしても、前掲『宋書』褚淡之伝に、富春孫氏の「支黨」が會稽郡永興県にあったことが確認できるから、呉郡の孫氏と會稽の孫氏は、まちがいなく同族なのだろう。⁽²⁴⁾

おわりに

以上、さまざまな視点から検討してきたように、富春孫氏は、前漢以来、江東に広く深く根をおろし、コンスタントに郡県の官吏に採用されて地域の政治に関与し、ときには二千石クラスの高級官僚も輩出する、典型的な地方豪族だったように思われる。

ところで、『太平寰宇記』卷九十三・江南東道五・杭州・富陽県の条には、富春孫氏ゆかりの遺跡や地名が、いくつか

紹介されている。そのひとつに「桑亭埭」というものがあり、引用された『郡國志』によれば、

漢末、桑君というもの有り、養うところの犬、數年吠えざるも、孫文臺〔孫堅の字〕、微なりし時、此を經るや、犬忽ち之に吠ゆ。桑、文臺に謂いて曰く、「君、其れ異相ならんか」と。貴たるに及び、桑に報いんと欲するも、好む所無し、惟だ箆を張り魚を捕るを好む。文臺、爲に九里の箆を作り、以て之に呪う。

とある。もとより、「九里の箆（魚を捕らえる竹籠）」などあるはずがなく、全体的には孫堅の微賤な生まれを誇張するエピソードといえよう。ただ同時に、『水経注』卷二十八・沔水に、

（沔水）又、襄陽湖水と合す。…又、東南のかた流れて白馬陂に注ぎ、水又東のかた入侍中・襄陽侯習郁の魚池に入る。郁、范蠡の養魚法に依りて大陂を作る。陂は長さ六十歩、廣さ四十歩なり。…又、石湫逗を作り、大池の水を宅の北に引き、小魚池を作る。池は長さ七十歩、廣さ二十歩なり。

とあるように、襄陽の豪族であった習氏が養魚池を建設したことを彷彿とさせる話でもある。⁽²⁵⁾漢代の豪族は、農業のみならず、商工業や倉庫業なども含む多角経営をおこなっていたことは、周知の通りである。⁽²⁶⁾桑君のために作られた「九里の箆」は、富春孫氏が大規模な漁業もしくは魚の養殖によって財をなしたことを暗示しているのかもしれない。

もし、富春孫氏が標準的な地方名士もしくは豪族の出身であるなら、ほかの地方豪族の出身者がそうであったように、孫堅もまた、中央政界の動向と密接に関わっていたことが予想される。このような視点から、孫堅の登場について、再検討する必要がある。

註

(1) 宮川尚志『六朝史研究―政治・社会篇』（日本學術振興會、一九五六年）第一章「黃巾の乱より永嘉の乱へ」第一節「三国軍閥の形成」八「江東の孫氏軍閥」本文（三〇頁）、および注（三七頁）。

- (2) 同上・第三章「六朝貴族社会の生成」第三節「三国呉の政治と制度」(二三四頁)。
- (3) 田餘慶「孫呉建国的道路」(『歴史研究』一九九二年第一期、同氏著『秦漢魏晉史探微』中華書局、一九九三年)。
- (4) 章映閣「孫權新伝」(上海人民出版社、一九九一年)第一章「家世与出身」一「生当乱世」。
- (5) 方詩銘「曹操・袁紹・黄巾」(上海社会科学院出版社、一九九五年)第十二章「孫堅争奪荊・豫兩州的戦争」。
- (6) 拙稿「孫呉政権の成立をめぐる諸問題」(『東北大学東洋史論集』六、一九九五年、以下、前掲拙稿と略称する)、同上「孫呉軍制の再検討」(『中国中世史研究 続編』京都大学出版会、一九九五年)を参照。
- (7) 内藤湖南『支那史学史』(内藤湖南全集第十一卷、筑摩書房、一九六九年)七「史記漢書以後の史書の発展」などを参照。
- (8) 樂安の孫氏については、高橋徹「唐代樂安孫氏研究」(『学習院史学』二九、一九九一年)も参照。
- (9) 「唐故司成孫公墓誌」(『考古与文物』一九八三年一期、「唐代墓誌彙編」上、上海古籍出版社、一九九二年所収)によれば、「公、諱は處約、字は茂道、本と□乘樂安の人なり」という。
- (10) 『晋書』卷百・孫恩伝に、
孫恩、字は靈秀、琅邪の人、孫秀の族なり。世々、五斗米道を奉ず。恩の叔父泰、字は敬遠、錢唐の杜子恭に師事し、…子恭死すや、泰、其の術を傳う。然れども浮狡にして小才有り、百姓を誑誘し、…王珣、會稽王道子に言い、之を廣州に流さしむ。廣州刺史王懷之、泰を以て行鬱林太守とす。…太子少傅の王雅、先に泰と善し、孝武帝に言い、…因りて召還せしむ。道子、以て徐州主簿と爲し、…稍く輔國將軍・新安太守に遷る。
とあるように、孫秀の一族の孫恩は、東晋末に五斗米道の指導者となり、信徒をひきいて反乱(孫恩・盧循の乱)を起こしたことで知られるが、官に就いているから、琅邪の孫氏も士大夫の家柄だった考えられる。
- (11) 『新唐書』卷十・昭宗紀・乾寧二年(八九五)十月の条に、
京兆尹の孫偓もて戸部侍郎同中書門下平章事と爲す。
とある。

- (12) このほか、漢六朝時代にかぎれば、①潁川郡の孫氏(『漢書』卷七十七・孫寶伝)、②京兆長安の孫氏(南陽太守・方陽侯の孫寵、同上卷四十五・息夫躬伝)、③涿郡新城県の孫氏(『後漢書』列伝六十八・宦者・孫程伝)、④濟陰郡の孫氏(同上列伝六十九上・儒林上・孫期伝)、⑤泰山郡の孫氏(青州刺史の孫觀、『魏志』卷十八・臧霸伝注引『魏書』)、⑥涿郡容城県の孫氏(同上卷二十四・

- 孫禮伝)、⑥河内郡懷県の孫氏(『晋書』卷三十三・石苞伝附孫鑠伝)、⑦陳留郡の孫氏(太子中庶子の孫和、同上卷九十四・隱逸・范粲伝)、⑧彭城郡彭城県の孫氏(『宋書』卷九十一・孝義・孫棘伝)、⑨東莞郡莒県の孫氏(『梁書』卷五十三・良吏・孫謙伝)、⑩彭城郡呂泉の孫氏(『魏書』卷八十七・節義・孫道登伝)、⑪咸陽郡石安県の孫氏(『魏書』卷九十四・閹官・孫小伝、『北齊書』卷十八・孫騰伝)、⑫長樂(もしくは信都)郡武強県の孫氏(武邑孫氏の支族、同上卷四十四・儒林・孫靈暉伝、『隋書』卷七十六・文学・孫萬壽伝)などが見える。
- (13) 安居香山『緯書の成立とその展開』(国書刊行会、一九七九年)、同上『讖緯思想の総合的研究』(国書刊行会、一九八四年)などを参照。
- (14) 前掲拙稿を参照。
- (15) ただし、近年、渡邊義浩「孫呉の正統性と国山碑」(『三国志研究』二、二〇〇七年)は、石刻史料を用いて、次のような新見解を述べている。すなわち、呉王朝は土徳を標榜するが、魏・蜀に比べ、著しく正当性を欠く。そのため、すでに孫權の時代から、五帝の一人である禹(その象徴は金銀・玉石や白色など)、および江東から天子が出現することを予兆した「東南の氣」など、金徳への方向転換が試みられていたが、魏晋革命後、本格的に金徳を主張する。孫皓の天璽元年(二七六)に建立され、「白虎」「白鹿」「白雀」、および「玉燕」「玉羊」「玉鳩」など、白・玉の文字がちりばめられている「国山碑」は、そのことを示す碑文である。
- (16) 宮崎市定『九品官人法の研究』科挙前史(『東洋史研究会』一九五六年。のち全集、および中公文庫に所収)第二編第一章「漢代制度一斑」四「清流と濁流」を参照。
- (17) 試守については、濱口重國「漢碑に見えたる守令・守長・守丞・守尉等の官について」(『書苑』七一、一九四三年。のち同氏著『秦漢隋唐史の研究』下、東京大学出版会、一九六六年所収)、鎌田重雄「樂浪封泥小考」(同氏著『秦漢政治制度の研究』日本學術振興会、一九六二年所収)、大庭脩「漢代官吏の兼任について」(『聖心女子大学論叢』九、一九五七年。のち同氏著『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年所収)を参照。
- (18) 魏晋南北朝時代の村塢については、那波利貞「塢主放」(『東亞人文学報』二一四、一九四三年)、前掲宮川書・第七章「六朝時代の村について」、宮崎市定「中国における村制の成立」(『六朝時代華北の都市』(『宮崎市定全集』七、岩波書店、一九九二年所収)、金發根『永嘉乱後北方的豪族』(台湾商務院書館、一九六四年)、谷川道雄『世界帝国の形成』(講談社現代新書・新書東洋史②、一九七七年)第二章第一節「新しい生活集団」、趙克堯「論魏晋南北朝の塢壁」(同氏著『漢唐史論集』復旦大学出版社、一九九三年

所収)、堀敏一『中国古代の家と集落』(汲古書院、一九九六年)第六章「魏晋南北朝時代の『村』をめぐる」、伊藤敏雄「魏晋期における在地社会と国家権力」(『歴史学研究』六五一、一九九三年)、齊濤「魏晋隋唐鄉村社会研究」(山東人民出版社、一九九五年)第一章「塢壁与魏晋南北朝時代北方鄉村的變遷」・第二章「從漢代的聚到東晋南朝的村」、具聖姬「兩漢魏晋南北朝的塢壁」(民族出版社、二〇〇四年)、および拙稿「黒山・白波考―後漢末の村塢と公権力」(『東北大学東洋史論集』九、二〇〇三年)などを参照。

(19) 村塢のなかには、たとえば、『晋書』卷百十四・苻堅載記下に、
堅、步騎二萬を率いて姚萇を北地に討たんとし、趙氏塢に次る。

とあり、また、同上卷百十五・苻登載記に、
登、雍より(姚)萇の將金温を范氏堡に攻め、此に克ち、遂に渭水を渡り、萇の京兆太守韋范を段氏堡に攻むるも、克たず、進みて曲牢に據る。

とあるように、姓氏もしくは人名を冠したものが見られる。かかる事例は、『資治通鑑』卷百八・晋紀三十・孝武帝太元十七年(三九二)二月の条に、

翟釗、其の將翟都を遣わして館陶を侵し、蘇康壘に屯せしむ。(以下、胡注)蘇康は、人の姓名ならん。

とあり、同上卷百五十六・梁紀十二・武帝中大通六年(五三四)十月の条に、

東魏の行臺薛脩義ら、河を度り、楊氏壁に據る。(以下、胡注)薛端傳に據るに、楊氏壁は龍門の西岸に在り。當に華陰・夏陽の間在るべし。蓋し、華陰の諸楊、亂に遇い、壁を築き以て自ら守る。因りて以て名と爲す。

とあり、胡三省が指摘するように、建設の主体となった個人や一族を示すのだろう。

(20) なお、後漢・三国時代の江東豪族については、大川富士夫『六朝江南の豪族社会』(雄山閣、一九八七年)第二編第二章「後漢代の会稽郡の豪族について」、第三章「呉の四姓について」などを参照。

(21) 安田二郎「元嘉時代史への一つの試み―劉義康と劉劭の事件を手がかりに―」(『名古屋大学東洋史研究報告』二、一九七三年)のち同氏著『六朝政治史の研究』(京都大学学術出版会、二〇〇三年所収、二四二頁)は、この事件について「東晋王朝の再興を目指したかと思われる」と指摘している。

(22) このほか、劉宋の後半、武将として活躍し、尚書比部郎、廣州刺史、游擊將軍などを歴任した孫超之(？〜四七七)も、呉郡呉

県の人である(『太平御覧』卷七百三十・方術部十一・相中の引く孫嚴『宋書』、および『宋書』卷八・明帝紀・泰始七年五月辛酉の条、同上卷九・後廢帝紀・元徽五年六月甲戌の条、同上卷八十四・鄧琬伝など)。

(23) 孫法宗は、『宋書』卷九十一・孝義伝にも立伝されているが、『南史』の方が詳しく、また、『南史』の記事には、『太平御覧』卷四百十二・人事部五十三・孝上に引かれる『宋書』と重複する箇所が多い。

(24) なお、『呉志』卷一・呉主伝・赤烏二年(二三九)三月の条に、

使者の羊衝・鄭胄、將軍の孫怡を遣わして遼東に之き、魏の守將張持・高慮らを撃ち、男女を虜得せしむ。

とあるように、呉の將軍であった孫怡という人物は、同上・裴松之注に、

臣松之、聞くならく、「孫怡という者は、東州の人にして、(孫)權の宗には非ざるなり」と。

とあるように、呉の宗室ではなく、「東州の人」とされる。同上・黃武四年(二二五)五月の条に、

丞相の孫邵卒す。(以下は注引『呉録』)邵、字は長緒、北海の人なり、長は八尺。孔融の功曹と爲り、融稱して曰く、「廊廟の才

なり」と。劉繇に江東に従う。(孫)權、統事するに及び(二〇〇年)、廬江太守を拜し、車騎長史に遷る。黃武の初め、丞相・

威遠將軍と爲り、陽羨侯に封ぜらる。…年六十三にして卒す。

とあるように、呉の丞相となった孫邵は、揚州牧の劉繇と共に江東に来て、のちに孫權に仕えた人物であり、その本貫は山東地方

の北海郡とされる。このほか、後漢桓帝のときに太常、司空などを歴任した孫朗(『後漢書』本紀七・桓帝紀・永寿三年十一月の条、

同上列伝五十一・黃瓊伝など)、後漢末の党人孫嵩(字は寶碩、同上列伝二十五・鄭玄伝、『魏志』卷十八・閻温伝注引『魏略』、

劉備に仕えた孫乾(字は公祐、『蜀志』卷八・本伝)らも、「東州」の孫氏というのは、北海の孫氏を指すのだ

らう。

(25) 上田早苗「後漢末期の襄陽の豪族」(『東洋史研究』二八一―四、一九七〇年)を参照。

(26) 宇都宮清吉『漢代社会経済史研究』(弘文堂、一九五五年)第九章「儻約研究」、第十章「劉秀と南陽」などを参照。

孫氏系図

※『新唐書』宰相世系表による



